

よくある質問（ベビーシッター 一時預かり利用支援）

No.	区分	質問	回答
1	対象者	どのような場面で利用できますか。	保護者のリフレッシュ、学校行事、通院など幅広い理由でご利用いただけます。
2	対象者	共同保育とは何ですか。	ベビーシッターと保護者が一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図るものです。
3	対象者	保育園や幼稚園などの保育施設を利用していても、申請できますか。	保育園や幼稚園を利用していても申請できます。
4	対象者	育休中でも、この事業を利用できますか。	ご利用いただけます。
5	対象者	実家が台東区にあり、里帰りする際、この事業を利用できますか。	台東区に住民登録があることが要件なので、住民票が台東区にない場合はご利用いただけません。
6	対象者	祖父母でも、この事業を利用できますか。	両親が諸事情により養育できない場合は、祖父母でもご利用いただけます。※祖父母の方によるご利用の場合、事前に子ども家庭支援センター庶務担当までご相談ください。
7	対象者	里親でも、この事業を利用できますか。	里親でもご利用いただけます。※里親の方によるご利用の場合、養育に関する情報を確認させていただきます。
8	対象者	サービス利用時は、区内に在住していましたが、現在（補助金申請時）は、区外に在住しています。この場合、補助金を申請できますか。	台東区在住時に利用した分が補助の対象となりますので、区外に転居していても補助金を申請できます。なお、補助金を申請する際の住所は、台東区在住時の住所をご記入ください。
9	利用上限	年何時間まで利用できますか。	年間（4月1日～3月31日）で児童1人当たり年144時間、未就学児の多胎児（ふたご、みつご等）は児童1人当たり年288時間まで利用できます。
10	対象利用料	補助の対象とならない料金は、具体的にどのようなものか。	入会金、会費、申込金、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代などの実費、クーポン利用分などが対象外経費となります。
11	対象利用料	対象利用者は、「純然たる保育サービスの提供対価」とありますが、対象児童の保育園等への送迎は補助対象となりますか。	対象児童の送迎も補助対象となります。ただし、対象児童の送迎が可能かどうかは各事業者にお問い合わせください。
12	対象利用料	16時から22時までベビーシッターを利用したところ事業者から、18時から22時の利用料金を夜間料金で請求されました。この場合、夜間帯利用の補助額1時間当たり3,500円を上限に申請できますか。	申請できません。夜間帯利用となるのは、区が指定する22時から7時までの時間となります。このため今回の例の場合、日中利用の補助額1時間当たり2,500円を上限に申請できます。
13	対象利用料	ベビーシッターを10時から10時30分の30分間利用し、1,500円お支払いしました。この場合補助額は何円申請できますか。	区からの補助金額は1,250円になります。 ※補助単価1時間あたり2,500円×1/2（30分）＝1,250円
14	対象利用料	クーポン利用や会社の福利厚生でベビーシッター利用料金の割引を受けた場合でも補助金の申請をできますか。	申請できます。ただし、補助金の算定上、割引かれた費用は純然たる保育サービス提供対価（税込）【補助金額】から差し引かせていただきます。原則として、交通費などの対象外経費からは差し引きません。
15	対象時間	クーポンを利用した場合、利用時間の上限である年間144時間からもクーポン利用した時間分が差し引かれますか。 （例）3,000円/時間の事業者を4時間利用し、クーポン6,000円分を使用。	差し引かれます。質問例の場合、利用時間の上限である年間144時間から差し引く時間は2時間ではなく4時間となります（クーポンをどの時間帯に充当したか明細書上で確認することが困難なため）。このため、クーポンを利用した日を補助金申請から除外するなど、年間144時間の利用上限に影響がないように保護者自身が判断してください。
16	対象事業者	どの事業者を利用すればいいですか。	東京都福祉保健局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」に記載されている、認定事業者のみ利用できます。
17	対象事業者	対象となるベビーシッターは、どのような資格・経験を持っているか。	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしています。どのような要件を満たしているかについては、従事するベビーシッターによりそれぞれ異なりますので、事業者へ直接お問い合わせください。
18	兄弟による利用	児童1人に対しベビーシッター1人による保育であることとあるが、兄弟（2名とも補助対象年齢）で利用したい場合どうすればよいのか。	児童2人の保育の場合、ベビーシッターを2人派遣依頼し、児童毎に補助金交付申請を行ってください。 ※共同保育による兄弟利用の場合は、ベビーシッターが1人でも構いません。 ※小学1年生～3年生が保育に含まれる場合はこの限りではありません。

よくある質問（ベビーシッター 一時預かり利用支援）

No.	区分	質問	回答
19	兄弟による利用	原則として児童1人に対しベビーシッター1人の配置であるが、小学生の場合も1対1の配置を行う必要があるか。	小学生以上の兄弟姉妹を保育する場合であって、かつ、保護者の方が同意しているときは、ベビーシッター1人であっても、兄弟姉妹の保育が可能です。ただし、未就学児の兄弟姉妹が複数いる場合は、その人数と同数のベビーシッターを依頼してください。 （例：1歳、3歳、小学生1年生の児童を預かる場合は、ベビーシッター2名）
20	兄弟による利用	下記の状況を想定する場合、何円分申請できますか。 ※兄5歳（就学児）弟3歳（未就学児） 利用時間：15時から16時の1時間の利用 兄：1時間当たりの利用単価 2,800円 弟：1時間当たりの利用単価 1,500円	日中の利用（7時から22時）は、1時間あたり2,500円が補助上限となりますので、 兄：2,500円 弟：1,500円 が補助対象となります。
21	兄弟による利用	下記の状況を想定する場合、何円分申請できますか。 ※兄5歳（未就学児）弟3歳（未就学児） 利用時間：15時から16時の1時間の利用 兄：1時間当たりの利用単価 2,800円 弟：1時間当たりの利用単価 1,500円	日中の利用（7時から22時）は、1時間あたり2,500円が補助上限となりますので、 兄：2,500円 弟：1,500円 が補助対象となります。
22	申請手続	本事業の補助を受けるにあたって、区に対して事前登録は必要となりますか。	事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、ベビーシッターサービス利用後に申請に必要な資料をご提出ください。
23	申請手続	本事業の申請にあたって必要な書類は何ですか。	下記の5つの書類です。 保護者が作成する書類 ①補助金交付申請書兼請求書 ②利用内訳表 ※電子申請の場合、入力フォームに①の内容を記載していただくため、①の添付は不要です。 事業者が発行する書類 ③領収書【領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名の記載が必要です。】 ④ベビーシッター要件証明書 ⑤クーポン等を支払ったことがわかる書類
24	申請手続	保護者が事業者と契約する際に、注意すべき事項はあるか。	①こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえてご契約いただけますようお願いいたします。 ②利用するベビーシッター事業者が要件を満たしているかどうかを必ず事前に東京都のホームページで確認してください。 ③契約する事業者に対して、「東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ずお伝えください。※既に個人契約を行い利用している場合も、本事業利用の前に必ずご確認ください。 ④申請いただく前までに必ずベビーシッター事業者から「ベビーシッター要件証明書」を受け取ってください。
25	申請手続	領収書に、派遣されたベビーシッターの名前及び東京都ベビーシッター利用支援事業認定サポーターである旨記載がある場合、ベビーシッター要件証明書は提出しなくても良いですか。	ベビーシッター要件証明書は必要となりますのでご提出ください。なお、ベビーシッター要件証明書の日付は利用日当日以前の日付であることを確認してください。
26	申請手続	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、助成を受けられるか。	「ベビーシッター要件証明書」は必ず受け取っていただき、領収書とあわせてご提出していただく必要があります。「ベビーシッター要件証明書」の発行日が利用日当日もしくはそれ以前の日付であることをご確認ください。
27	申請手続	領収書と利用明細の提出が必要とあるが、それらが一つの書類にまとまっている場合は、その書類のみの提出で問題ないか。	領収金額、児童名、利用時間、ベビーシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっても問題ありません。
28	申請手続	ベビーシッター事業者から発行される領収書は父親名義、補助金交付申請書の申請者は母親名義になるのは問題ないでしょうか。	ベビーシッターの利用者と、補助金申請者は同一人物である必要があります。そのためこの場合は、父親名義で補助金を申請していただき、振込先の口座も父親名義で記入してください。

よくある質問（ベビーシッター 一時預かり利用支援）

No.	区分	質問	回答
29	申請手続	ホームページ記載の各受付期間を過ぎてしまったが、申請できますか。	原則、定められた締切日までに書類をご提出ください。 同一年度内の申請であれば、まとめて申請可能です。 <u>ただし、令和7年度の利用分については不足書類がないように、令和8年4月24日（金）（消印有効）までに必ず申請してください。不足書類がある場合は、受付ができませんので、お早めにご提出ください。</u>
30	申請手続	パソコンを利用できないためエクセル版の申請書に入力することができません。どうすればよろしいでしょうか。	手書き用の申請書（PDF版）にご記入ください。ダウンロードできない場合は、日本堤子ども家庭支援センター、台東子ども家庭支援センター、区役所子育て・若者支援課にて配布しますので、職員に申し出てください。
31	申請手続	申請書を郵送した後に切手代が不足していたことに気づきました。どうすればよろしいですか。	切手の貼り忘れ・不足分は、受理せずにご返送いたしますので再度ご提出ください。ご不明な点がございましたら日本堤子ども家庭支援センターまでお問い合わせください。
32	その他	簡単な家事は対応してもらえるか。	純然たる保育サービス提供対価として認められないため、助成対象になりません。
33	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、一時預かり利用支援の補助金は非課税対象となります。
34	その他	今後も本事業は継続されますか。	東京都の制度を活用しているため、今後、都制度が見直された場合は、事業内容の変更等が生じる可能性があります。